

報告第4号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 83,455 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和2年12月11日午後2時20分頃、久喜市清久町地内の清久町6号緑地において、職員が乗用刈払機で除草作業をしていたところ、石が飛び、○○○○の窓ガラスを破損させた。

令和3年1月6日

久喜市長 梅 田 修 一

※ 個人情報に配慮し、内容の一部を加工しております。